

介護職員初任者研修 生活援助従事者研修 支援事業の御案内

介護サービス事業者が、所属する初任段階の介護職員（介護関係の資格を有しない者等）に「介護職員初任者研修」・「生活援助従事者研修」を受講させるために負担する受講料に対し、助成します。

申請者

介護サービスを提供する施設又は事業所を運営する事業者
（法人及び事業を営む個人をいう。）

助成対象

受講料、テキスト代、修了試験代、実習費等

（助成対象にならないもの⇒旅費、昼食費、被服費、追試代等）

- ※令和4年4月から令和5年2月末までの間に研修を修了したものに限りませう。
- ※国・県等が実施する類似の助成を一部でも受けている場合は助成できません。

助成人数

- ・介護職員初任者研修 **100名**
- ・生活援助従事者研修 **30名**

※応募者多数となった場合、1事業者2名までを選定後、事業者の規模等により決定します。

助成額

- ・介護職員初任者研修 **最大5万円**
- ・生活援助従事者研修 **最大3万円**

※一人当たり。「振込手数料」は含まない。

応募締切 令和4年8月31日(水) ※必着

※この事業は山口県からの委託で山口県福祉人材センターが実施しています。



● 基本的な助成の流れ ●

1

申請

申請書(様式1)、収支予算書(様式1①)に、研修機関の名称、受講時期、受講人数等が確認できる書類を添付してください。

2

交付決定(不決定)

山口県福祉人材センターより、交付決定(不決定)通知が届きます。

3

実績報告

実績報告書(様式2)、収支報告書(様式2①)に、

- 修了証明書の写し
- 在籍証明書(様式4)
- 受講料を事務所が負担したことを確認できる書類(領収証の写し等)

※事業者に対して助成をします。

を添付してください。

4

額の確定

山口県福祉人材センターより、助成金額の確定通知が届きます。

5

請求・口座申出

助成金の請求書兼口座申出書(様式3)を提出してください。

6

助成金振込

請求書を提出後、1~2週間程で指定口座にお振込いたします。

申請書提出先

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 山口県福祉人材センター

〒754-0041 山口市小郡令和一丁目1-1 KDDI維新ホール3階 TEL 083-902-2355

▼申請書のダウンロードはこちらから▼

yamaguchi-fjc.jp

▶ 助成制度 ▶

介護職員初任者研修
生活援助従事者研修支援事業

